

大和市小規模保育事業設置にかかる 事前相談取扱要項

大和市

(ver-2023年7月)

<目次>

- 1 大和市小規模保育事業設置にかかる事前相談取扱要項について……………2ページ
- 2 大和市小規模保育事業設置にかかる事前相談書について……………12ページ

大和市小規模保育事業運営事業設置にかかる事前相談取扱要項

1. 事前相談

(1) 受付

- ・ 随時、窓口にて受け付けを行っています。(休日、日曜日及び土曜日を除く。)
(令和6年4月開所については、令和5年7月31日(月)まで)
ご来庁にあたりましては、下記「連絡先」にお問い合わせの上、必ず予約をしてください。
- ・ 時 間：9時～11時30分及び13時～16時30分
- ・ 場 所：大和市鶴間1丁目31-7 保健福祉センター2階
- ・ 連絡先：大和市子ども部ほいく課保育指導係 Tel 046-260-5672(直通)

(2) 提出書類

- ・ 事前相談の際は、次の書類を持参してください。(様式は12ページ以降のものを
ご使用ください。)
- ① 事前相談書(既存のリーフレット等を添付)
- ② 設置予定事業所の整備工程表
- ③ 設置予定事業所の案内図(駅からの距離、近隣公園がわかるもの等)、
配置図、平面図、現況写真
- ④ 既存施設(賃貸物件を含む)活用の場合は、新耐震基準により建築していることが
確認できる書類及び検査済証の写し(検査済証がない場合は、「建築確認申請台帳
記載事項証明書」)
- ⑤ 直近3年間の財務書類 ※社会福祉法人及び学校法人以外の場合

(3) 事前相談後の申し込みについて

- ・ 事前相談後、設置・運営が可能と見込まれる事業者には、改めて市から申し込みの案内をいたします。
- ・ その後、「大和市小規模保育事業者申込書」を作成の上、市が指示する部数をご提出ください。

2. 事前相談申し込み資格

(1) 必須条件

- ① 令和5年3月31日現在現在、次のいずれかを満たす法人
 - ア 児童福祉法第35条第4項に定める保育所、学校教育法第1条に定める幼稚園又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6号に定める認定子ども園を運営している法人

- イ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に定める小規模保育事業（C型を除く）を1年以上運営している法人
 - ウ 児童福祉法第 59 条の 2 に定める認可外保育施設を3年以上運営している法人
 - エ 上記アからウのほか、小規模保育事業の設置経営主体として適当と認める法人
- ② 小規模保育事業を実施するにあたり、法人として経営が安定していること。
- 以下の内容に該当しないこと。ただし、経営の安定性を証明する文書が提出され、財務状況の改善が確認できる場合は除く。
- ・銀行または手形交換所の取引停止処分、手形、小切手の不渡り、または所有する資産に対する仮差押命令等の処分を受けたことがないこと。
 - ・社会福祉法人及び学校法人以外の法人については、直近の会計年度において、3年連続で損失を計上していないこと。
- ③ 社会福祉事業に熱意と識見を有し、新たに小規模保育事業を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有していること。
- ④ 児童の保育に対する熱意と豊かな愛情があり、児童の発達を深く理解していること。
- ⑤ 子ども・子育て支援法、児童福祉法及び「大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」等（以下「設備運営基準」）の関係法令に適合し、保育所保育指針に準じて保育の実施にあたる意思があること。
- ⑥ 市の子育て施策及び保育行政を理解し、これに協力すること。
- ⑦ 法人又は運営施設について、法令に基づく改善の命令、事業停止、又は業務停止等の処分を受けたことがないこと。
- ⑧ 暴力団排除条例等に該当しないことの誓約書（「大和市小規模保育事業者申込書」添付書類 No.17「様式 11」）の事項について相違がないこと。
- ⑨ 既設認可外保育施設においては、認可外保育施設指導監督基準（平成 13 年 3 月 29 日付雇児発 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添）を遵守し、「認可外保育施設の指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けていること。
- (2)望ましい条件
- ・医療的ケア児の受入れ経験があること。

3. 必要な小規模保育事業の形態・設置位置等

(1) 形態

児童福祉法第6条の3第10項に定める小規模保育事業のうちA型

(2) 対象地域

市ホームページ【令和6年4月開所 小規模保育事業所 整備優先地域】を原則としますが、その他の地域については、市へご確認ください。

(3) 定員

原則として19人（待機児童等解消のため、「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針（平成28年4月7日付雇児発0407第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による22人までの受け入れを積極的に行ってください。）

<定員構成例>

0歳児	1歳児	2歳児	合計	優先順位
0人	9人	10人	19人	1
3人	8人	8人	19人	2

(※) その他の年齢構成を希望する際は、市へご相談ください。

(4) 入所対象児童

原則生後8週～3歳未満（2歳児クラス）まで

(5) 設置方法

賃貸物件の改修等による小規模保育事業所の設置

(6) 開所日

開所日は原則各年度の4月1日

※開所日に遅れが生じた場合、補助対象外となる場合があります。建築確認や開発協議等、施設整備に関わる諸手続きを含めた計画としてください。

4. 設置の条件

(1) 施設及び場所

- ① 施設及び保育環境については、児童福祉法、「家庭的保育事業等の認可等について」（平成26年12月12日付雇児発1212第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等の関連法令に適合し、「大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則」及び「大和市家庭的保育事業の設置認可に係る審査基準」を満たし、かつ「大和市家庭的保育事業等の認可に係る行政指導指針」を満たすように努めること。
- ② 社会福祉法人及び学校法人以外の者については、「家庭的保育事業の設置認可等について」（平成26年12月12日雇児発1212第6号局長通知）における審査基

準の要件を満たし、設置認可の際の条件を運営開始までに備えること。

- ③ 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成 16 年 5 月 24 日付雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号局長連名通知）及び「社会福祉法人が営む小規模保育事業の土地、建物の所有について」（平成 26 年 12 月 12 日付雇児発第 1212 第 2 号・社援基発第 1212 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長、社会・援護局福祉基盤課長通知連名通知）に定められた事項を遵守すること。
- ④ 改修、消防及び調理設備等については、関係法令等の要件を満たすこと。なお、図面を確定する前に必ず所管官庁に相談し、その指導に従うこと。
- ⑤ 施設は、建築基準法に基づく建築確認申請の確認済証および検査済証を得ていることが確認できること。
- ⑥ 施設は、建築基準法における新耐震基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）を満たしていること。
- ⑦ 施設の開設にあたり、周辺住民の同意が得られるよう努めること。なお、周辺住民への説明については、**選考結果通知後**、速やかに行うこととし、説明の経過を保管しておくこと。
- ⑧ 設計にあたっては、園舎・園庭の配置や駐車場・駐輪場の確保等、近隣の住環境への影響を十分考慮した計画とするとともに、工事の際は、騒音対策、安全対策、工事車両通行等に留意すること。
- ⑨ 待機児童等の状況に応じて、定員以上の入所を市から依頼することが予想されるため、保育室は余裕をもった面積を確保すること。
- ⑩ 設置を予定している土地・建物が、現在、別の目的で利用されている場合、現在の利用者や関係機関等との調整が十分図られていること。

（2）開所時間及び延長保育事業

月～金曜日：午前 7 時～午後 6 時までの 11 時間保育を実施するとともに、延長保育を 1 時間以上実施すること。

土 曜 日：午前 7 時～午後 6 時までの 11 時間保育を実施すること。

※土曜日の延長保育実施も可。

※延長保育料については、市との協議のうえ、決定してください。

（3）休所日

休 所 日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日、3 日及び 12 月 29 日、30 日、31 日とする。

※休日保育（日曜日、休日及び年末年始等における保育の実施。）実施も可。

(4) 職員配置等

次のとおり、保育士有資格者を常時配置してください。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児
配置基準 (児童：保育士)	3：1	6：1	

- ① 専任の施設長を配置すること。（「大和市家庭的保育事業等の認可に係る行政指導指針」第9条を満たす者）
- ② 運営にあたり、職員の加配が必要な児童がいる場合、市の基準 （3：1） に準じた職員配置を図ること。

※職員については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成28年8月23日付府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号本部統括官、局長連名通知）別紙6Ⅱ1.（2）基本分単価に含まれる職員構成の内容を満たしてください。

(5) 給食の提供

- ① 給食は、自園調理方式により提供し、原則として、外部搬入は認めない。
- ② 給食を提供するにあたり、調理員を配置し、栄養士が指導できる体制が整備されていること。

※ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付雇児発第86号局長通知）に記載されている留意すべき事項を遵守する場合には限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとします。

- ③ 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」（平成27年3月31日付雇児発0331第1号・障発0331第16号局長部長連名通知）や「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日付社援施第65号課長連名通知）等、厚生労働省発出の通知等の内容を十分理解及び遵守し、給食を提供すること。
- ④ 「『保育所におけるアレルギー対応ガイドライン』について」（平成23年3月17日雇児保発0317第1号）及び「『保育所における食事の提供ガイドライン』について」（平成24年3月30日雇児保発0330第1号）を遵守すること。

(6) 連携施設

保育内容の支援及び卒園後の受け入れ等を担う連携施設を確保してください。

(7) その他

- ① 集団保育が可能な障がい児及び医療的ケア児など要配慮児童を積極的に受け入

れること、また本市と連携し保育を実施すること。

- ② 運営にあたっては、市の指示に従うこと。
- ③ 相談日現在、運営している既設保育所等については、当該施設の設置後5年以内に廃止をしないこと。
- ④ 開所年度内の施設長変更がないように努めること。
- ⑤ 地域の子育て支援（育児相談、子育てに関する情報提供、入園児童との交流、育児講座等）を実施すること。
- ⑥ 一時預かり事業（一般型又は余裕活用型）を実施すること。
- ⑦ 第三者評価を定期的に受審し、結果の公表をし、常にその改善に努めること。
- ⑧ 保育内容等に対する苦情処理体制を整備すること。
- ⑨ 保護者から選ばれる小規模保育施設となるよう、保育の質の向上のための自主事業の実施や、保護者負担の軽減のための布団やオムツの定額サービス実施などに努めるものとし、当該事業内容及びそれに伴い保護者に負担していただく実費額など、積極的に情報提供を行うこと。

5. 施設整備費補助について

施設整備費補助については、「大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、当該年度の市予算の範囲内で行うものとする。

(1) 賃貸物件による保育所の新設等

補助金額上限額：26,617千円

※小規模保育事業を実施する場合に必要な改修等に係る費用及び賃借料（市の補助金交付決定後に支払う礼金及び賃借料）などが対象経費となります。

※対象経費の実支出額が35,490千円を下回る場合は、その実支出額に3/4を乗じて得た額（千円未満切り捨て）とします。

(2) 留意事項

- ① 上記の補助見込額については、申込事業者数や、国・県における補助金制度の見直しに伴い、変更（減額を含む）が生じる場合があります。
- ② 補助対象経費のうち、補助基準額の算出に関わる施設整備を行うために締結する契約については、「大和市契約規則」等に準拠してください。
※一般競争入札の方法で大和市入札参加資格者名簿(建設工事、設計委託など)に登録している業者の中から選ぶこと。
※一般競争入札の公告など契約事務の手続きについては、事前に、ほいく課と協議のうえ、事業者自身で行うこと。
- ③ 入札等において不正等が発覚した場合は、事業者としての選定を取消し、補助金の返還を命じることがあります。

- ④ 補助事業には、補助金の交付決定後に着手してください。

6. 地域型保育給付費と運営費補助金について

(1) 地域型保育給付費について

- ・子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する市の確認を受けることにより、同法第27条第1項に基づき、地域型保育給付費を支払います。
- ・「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年3月31日）」に規定する公定価格（※）に基づき積算します。

(2) 運営費補助金について

「大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱」に基づき、当該年度の市予算の範囲内で行うものとします。

- ・補助額等は、上記要綱の見直し（原則毎年度）により、変更することがあります。

7. 設置・運営事業者の選定及び決定

本取扱要項に基づく、設置・運営事業者の決定については次のとおりです。

(1) 設置・運営事業者の選定

① 事前相談後の申し込み案内

市との事前相談後、設置・運営が可能と見込まれる事業者には、改めて市から申し込みをご案内します。

② 申込書の提出

申し込みの案内があった法人は、令和5年8月10日（木）16時30分までに、「大和市小規模保育事業者申込書」を提出してください。

※市が予め示す書類以外に、追加して書類等を求めた場合は、速やかに応じること。

③ 大和市地域型保育事業運営事業者選考委員会での審査

「大和市地域型保育事業運営事業者選考委員会」において、申込法人のプレゼンテーション及び質疑応答等による審査を行います。

④ 留意事項

- ・事前相談書類等については返却しません。
- ・提出した書類については、市が公表等に必要な場合、無償で使用できるものとします。また、相談者等の正当な利益を害するものを除き、情報公開請求により開示する場合があります。
- ・事前相談については、設置認可が可能な事業者数等を把握するために実施するものであり、事前相談の実施及び事前相談書類等の提出は小規模保育事業の

実施を約束するものではありません。

- ・ 事前相談を実施後に、既に賃貸物件の確保が困難となった場合など、保育所整備が滞るような状況が起こった場合は、速やかに市に報告してください。

(2) 設置・運営事業者の決定

① 設置・運営法人の決定

設置・運営事業者は、事前相談書類及び追加書類等の書類審査や、事業者に対するヒアリング等から総合的に判断し、市長が決定します。

② 覚書の締結

設置・運営事業者として決定した後、**大和市と申し込み内容に沿った保育の実施についての覚書**を交わします。

③ 留意事項

- ・ 施設整備費等について、国の保育対策総合支援事業費補助金等を活用する場合には、当該補助金の交付決定が受けられない時に事業を中止することがあります。
- ・ 設置・運営事業者決定後に、集要項の条件の履行がされない場合、又はその履行が明らかに困難な場合には、市は当該決定の取り消しをすることができるものとします。
- ・ 設置・運営事業者決定後に、辞退又は上記の理由による当該決定の取り消しがあつた場合は、以後、当市の保育所等の設置・運営法人募集等において申込みできません。
- ・ 設置・運営事業者の事前相談や申込内容により、追加の予算措置が必要な場合については、当該事業者については、予算に係る議決をもって正式決定となることから、議決後に正式な決定通知等を送付します（それまでは、仮決定扱いであることから、この旨が分かる通知文を送付する。）。よって、予算状況等により決定を取り消す場合があります。
- ・ 不測の事態により、保育所の設置及び運営が困難となった場合には、決定を取り消す場合があります。

8. 小規模保育事業設置認可 スケジュール（予定）

【賃貸物件の改修】

	日 付	内 容
整備年度	～7月31日	事前相談期限
	8月10日	申込受付期限
	8月下旬	選考委員会（プレゼンテーション・質疑応答）
	9月上旬	選考結果の発送
	9月中旬～下旬	関係課（街づくり計画課、建築指導課及び消防本部予防課） と小規模保育事業整備に関する事前協議
		関係各課協議結果をほいく課へ提出
	10月上旬	施設整備の補助金交付申請（法人）
	10月中旬	施設整備の補助金交付決定（市）
	10月下旬～	施設整備の入札・契約・着工
	12月上旬	市へ設置認可申請
	2月上旬	市へ確認申請
	3月	完成前検査の受検
	3月下旬	設置認可（決定通知書交付）・補助金実績報告
4月1日	事業開始	

9. 確認申請について

小規模保育事業者として運営を行うにあたり、「大和市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例」及び「大和市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則」を満たす施設として、子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する市の確認を受ける必要があります。

設置・運営事業者として決定した場合は、設置認可申請と並行して、確認申請を行っていただきます。

10. 資料

- ・ 地域型保育事業認可の手引き<小規模保育事業編>
- ・ 地域型保育事業認可の手引き<資料編>

《大和市例規集に掲載：http://www3.e-reikinet.jp/yamato/d1w_reiki/reiki.html》

- ・ 大和市賃貸物件による保育所等整備事業費補助金交付要綱
- ・ 大和市民間保育所等運営費補助金交付要綱
- ・ 大和市契約規則
- ・ 大和市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例
- ・ 大和市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則

《内閣府ホームページに掲載：

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>》

- ・ 特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等
- ・ 特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

《厚生労働省ホームページに掲載：

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc0943&dataType=1&pageNo=1》

- ・ 家庭的保育事業の認可等について

※例規類はインターネットや「保育所運営ハンドブック」等で必ず確認してください。

【 事 前 相 談 書 】

1 施設の概要

(1) 事業者 (法人)

名 称 (法人名)			
所在地	〒 市		
電 話		F A X	

(2) 建物の規模・構造

予定所在地	〒 大和市		
種 類	<input type="checkbox"/> 専用建物 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()		
主要用途	※建築物の検査済証または検査済証の日付・番号の記載された記載事項証明書に記載されている内容記載。 用途変更を行った場合は、用途変更後の用途を記載。		
検査済証	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 記載事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
構造等	敷地面積_____m ² 建築面積_____m ² 延床面積_____m ²		
	<input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	建物階数_____階 利用階数_____階～_____階 専有面積_____m ² 非常用設備： <input type="checkbox"/> 消火器具 <input type="checkbox"/> 非常口 <input type="checkbox"/> 非常警報器具 <input type="checkbox"/> その他 ()		
権利関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 (賃貸の欄に記入)		
賃 貸	月額賃料_____円 (管理費含む) 賃貸期間_____年		

(3) 設備

名 称	面積	床の材質等	設備状況	
乳児室	m ²		保育室と調理場の区画	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
ほふく室	m ²		便 所	乳児用便所 箇所
乳児室兼ほふく室	m ²			幼児用便器 (大) 箇所
保育室	m ²			幼児用便器 (小) 箇所
遊戯室	m ²		沐浴室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
保育室兼遊戯室	m ²		調乳室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
調理設備 (室)	m ²		事務室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
医務室	m ²		職員休憩室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
一時預かり室	m ²		調理者専用手洗所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	m ²		その他	m ²
計	m ²			

※太字は設置が必須の設備

※面積は、備品等を除いた有効面積を記載すること

(4) 屋外遊戯場の状況

<input type="checkbox"/> 施設に併設 (面積 _____ m ²) ※配置図を添付のこと
<input type="checkbox"/> 施設外の場所を利用 ※施設から屋外遊戯場までの経路が分かる図面を添付すること 名称 <input type="checkbox"/> 公園 (_____ 公園) <input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____ 面積 _____ m ² 施設からの距離 _____ m 徒歩 _____ 分

2 運営方針等

(1) 名称 (仮称) _____

(2) 受け入れ年齢及び定員

受け入れ年齢	0歳 _____ (週・ヶ月) ~ 3歳未満 (3歳の年度末まで)
定員	_____名 (内訳 0歳児: _____人 1歳児: _____人 2歳児: _____人)

(3) 開所時間等

区 分		時 間
保育標準 時間	平日	午前 _____ 時 _____ 分から午後 _____ 時 _____ 分まで (_____ 時間)
	土曜日	午前 _____ 時 _____ 分から午後 _____ 時 _____ 分まで (_____ 時間)
保育短時間 (保育時間)		午前 _____ 時 _____ 分から午後 _____ 時 _____ 分まで (_____ 時間)
延長保育	平日	標準: 午前 _____ 時 _____ 分~午前 _____ 時 _____ 分、午後 _____ 時 _____ 分~午後 _____ 時 _____ 分 短時間: 午前 _____ 時 _____ 分~午前 _____ 時 _____ 分、午後 _____ 時 _____ 分~午後 _____ 時 _____ 分
	土曜日	標準: 午前 _____ 時 _____ 分~午前 _____ 時 _____ 分、午後 _____ 時 _____ 分~午後 _____ 時 _____ 分 短時間: 午前 _____ 時 _____ 分~午前 _____ 時 _____ 分、午後 _____ 時 _____ 分~午後 _____ 時 _____ 分

(4) 給食・調理等

給食提供方法	<input type="checkbox"/> 施設内調理 <input type="checkbox"/> 連携施設等から搬入 (搬入元: _____)
調理担当	<input type="checkbox"/> 事業者が実施 <input type="checkbox"/> 委託 (業者名 _____)
献立作成	<input type="checkbox"/> 事業者実施 (作成者の資格等 _____) <input type="checkbox"/> 委託業者
職員の検便等の頻度	
児童が調理区画に入らない工夫	

(5) 健康診断

利用乳幼児の健康診断回数及び受診方法	※入所時及び定期健康診断は年2回以上必要。
職員の健康診断回数及び実施方法	※採用時及び定期健康診断は年1回必要。

(6) 災害対策

非常災害対策 (訓練回数及び方法)	※消火及び避難訓練は毎月実施が必要。
----------------------	--------------------

(7) 保護者との連絡

保護者との連絡方法	
-----------	--

(8) 医療的ケア児の受入れ経験

医療的ケア児の受入れ経験	<input type="checkbox"/> 有 (受け入れ経験のある医療的ケアについて記載してください。) < > <input type="checkbox"/> 無
--------------	--

(9) 保護者負担軽減に向けた取り組み

保護者負担軽減に向けた取り組み	(例) 定額制導入による布団、オムツ、食事エプロンの持ち込み持ち帰り不要
-----------------	--------------------------------------

(10) 自主企画事業

自主企画の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 延長保育事業 <input type="checkbox"/> 休日保育 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 無
---------	---

有の場合	事業名称	保護者負担金	利用の際の条件等
		円/回	
		円/回	

3 事業開始予定日

年 月 日

4 連携保育施設 (予定)

種別	<input type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 未定
法人種別	<input type="checkbox"/> 同一法人または系列法人 <input type="checkbox"/> その他
連携施設の名称	〒 市
住所	
連携施設までの距離	徒歩 分 ※連携施設位置図と経路図を添付のこと

連携内容	<input type="checkbox"/> 食事の提供 <input type="checkbox"/> 嘱託医の健康診断 <input type="checkbox"/> 屋外遊戯場の利用 <input type="checkbox"/> 合同保育 <input type="checkbox"/> 後方支援（保育の相談、職員の派遣等） <input type="checkbox"/> 行事参加 <input type="checkbox"/> 卒園後の受け皿 【具体的内容】 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 40px; margin: 5px 0;"></div>
卒園後の受け皿について	(連携施設で卒園後の受け皿がない場合の対応方針を記載する。)

※添付書類：図面（位置図・配置図・平面図）、法人概要、現行保育事概要

【 事 前 相 談 書 】

記載例

1 施設の概要

(1) 事業者 (法人)

名 称 (法人名)			
所在地	〒	市	
電 話		F A X	

(2) 建物の規模・構造

予定所在地	〒 大和市			
種 類	<input type="checkbox"/> 専用建物 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()			
主要用途	建築物の検査済証または検査済証の日付・番号の記載された記載事項証明書に記載されている内容記載。 用途変更を行った場合は、用途変更後の用途を記載。			
検査済証の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 記載事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()			
構造等	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
	<input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> RC <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他 ()			原則、検査済証がない場合は認めない。
	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 <input type="checkbox"/> ()			
	建物階数	階	利用階数	階
非常用設備： <input type="checkbox"/> 消火器具 <input type="checkbox"/> 非常口 <input type="checkbox"/> 非常警報器具 <input type="checkbox"/> その他 ()				
権利関係	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 (賃貸の欄に記入)			
賃 貸	月額賃料	円 (管理費含む)	賃貸期間	年

(3) 設備

名 称	面積	床の材質等	設備状況		
乳児室	m ²		保育室と調理場の区画	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
ほふく室	m ²		便所	乳児用便所	箇所
乳児室兼ほふく室	m ²			幼児用便器 (大)	箇所
保育室	m ²			幼児用便器 (小)	箇所
遊戯室	m ²		沐浴室	<input type="checkbox"/>	
保育室兼遊戯室	m ²		調乳室	<input type="checkbox"/>	
調理設備 (室)	m ²		事務室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
医務室			職員休憩室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
一時預かり室			調理者専用手洗所	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			その他	m ²	
計	m ²			m ²	

※太字は設置が必須の設備

※面積は、備品等を除いた有効面積を記載すること。

(4) 屋外遊戯場の状況

<input type="checkbox"/> 施設に併設 (面積 _____ m ²) ※配置図を添付のこと
<input type="checkbox"/> 施設外の場所を利用 ※施設から屋外遊戯場までの経路が分かる図面を添付すること 名称 <input type="checkbox"/> 公園 (_____ 公園) <input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____ 面積 _____ m ² 施設からの距離 _____ m 徒歩 _____ 分

満2歳以上児、一人当たり 3.3 m² 以上の面積が必要。

2 運営方針等

(2) 名称 (仮称) _____

(2) 受け入れ年齢及び定員

受け入れ年齢	0歳 ____ (週・ヶ月) ~ 3歳未満 (3歳の年度末まで)
定員	_____ 名 (内訳 0歳児: _____ 人 1歳児: _____ 人 2歳児: _____ 人)

(3) 開所時間等

区 分		時 間
保育標準 時間	平日	午前 _____ 時 _____ 分から午後 _____ 時 _____ 分まで (_____ 時間)
	土曜日	午前 _____ 時 _____ 分から午後 _____ 時 _____ 分まで (_____ 時間)
保育短時間 (保育時 間)		午前 _____ 時 _____ 分から午後 _____ 時 _____ 分まで (_____ 時間)
延長保育	平日	標準: 午前 _____ 時 _____ 分~午前 _____ 時 _____ 分、午後 _____ 時 _____ 分~午後 _____ 時 _____ 分 短時間: 午前 _____ 時 _____ 分~午前 _____ 時 _____ 分、午後 _____ 時 _____ 分~午後 _____ 時 _____ 分
	土曜日	標準: 午前 _____ 時 _____ 分~午前 _____ 時 _____ 分、午後 _____ 時 _____ 分~午後 _____ 時 _____ 分 短時間: 午前 _____ 時 _____ 分~午前 _____ 時 _____ 分、午後 _____ 時 _____ 分~午後 _____ 時 _____ 分

大和市の献立を使用する場合も事業者に☑。()内に記載。

(4) 給食・調理等

給食提供方法	<input type="checkbox"/> 施設内調理 <input type="checkbox"/> 連携施設等から搬入 (搬入元: _____)
調理担当	<input type="checkbox"/> 事業者が実施 <input type="checkbox"/> 委託 (業者名 _____)
献立作成	<input type="checkbox"/> 事業者実施 (作成者の資格等 _____) <input type="checkbox"/> 委託業者
職員の検便等 の頻度	
児童が調理区 画に入らない 工夫	

対象職員についても記載。
(※調理・調乳に携わる職員は対象になる)

(5) 健康診断

利用乳幼児の健康診断 回数及び受診方法	※入所時及び定期健康診断は年2回以上必要。
職員の健康診断 回数及び実施方法	※採用時及び定期健康診断は年1回必要。

実施する予定月も
記載。

卒園後の 受け皿 について	(連携施設で卒園後の受け皿がない場合の対応方針を記載する。)
---------------------	--------------------------------

※添付書類：図面（位置図・配置図・平面図）、法人概要、現行保育事業概要